

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

総ての人の力により新たなる甚目寺の夢を現実（かたち）に計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県海部郡甚目寺町

3 地域再生計画の区域

愛知県海部郡甚目寺町の全域

4 地域再生計画の目標

（１）地域の特性及び課題

甚目寺町は、愛知県西部に位置し、北は稲沢市、東は清須市及び名古屋市に隣接する町である。当町は、弥生時代中期の遺跡も発掘されるような歴史あるまちであり、鎌倉時代には、甚目寺として、現在の大字が独立した形で運営されていた。

現代においても、大字（13 地区）は、行政区、かつ地縁組織でもあることから住民の意見や、地域活動の実施主体として、重要な役割を担っている。

この大字の構成員は、大字の下部組織である町内会に加入している住民であり、平成 3 年までは加入率が 89.5%でほとんどの住民が町内会を通じて大字という単位のコミュニティに属していた。しかし、町内会やその他のコミュニティにも殆ど属さない状況になっている外国人居住者や町内会に加入しない転入者が増加したことにより、当町の人口は平成 3 年 31,366 人、平成 8 年 33,691 人、平成 13 年 36,513 人、平成 18 年 38,482 人、と現在増加傾向にあるが、反面、町内会の加入率は、平成 8 年 85.4%、平成 13 年 77.7%、平成 18 年 73.1%と低下している。特に当町は、近隣の町に比べ外国人の人口が多く、平成 9 年から平成 16 年までは 700 人前後で推移していたが、平成 17 年には一気に 1,000 人を超え平成 19 年 4 月 1 日現在では、1,189 人となり、増加傾向にある。

こうした状況から大字のみでは住民の意見の集約や、地域活動の実施主体として役割を担えない状況になりつつある。

(2) これまでの取り組み

甚目寺町は平成 14 年 12 月から住民の声を「夢」としてまちづくりに反映させる「対話の町政」を掲げ、町民の声を広く聴き対話を行い、住民との協働を推進してきた。

しかし、「夢」の主演は誰なのかを問う必要があることから、「対話」から「交流」へを合言葉にして、総ての人の力により新たなる甚目寺町の夢を現実(かたち)にしていく「交流の町政」を平成 18 年 12 月に掲げて、交流事業の推進をしている。具体的な取り組みとして、22 年間継続している町民夏まつりを総ての人が参加して作り上げる住民参加型夏まつりへ改革するワークショップ等を開催している。

(3) 目標

地域のコミュニティを活性化するには、大字のみならず、近年の転入者を包括している NPO、企業、地域活動団体を地域活動の担い手として位置付け、ネットワークを構築することが必要である。ネットワークを構築する動きの中で、町内会や NPO、地域活動団体への加入を促進させ、町民総参加による住民の「夢」と町の「夢」を合致させる『甚目寺の夢を現実(かたち)にする』まちづくりを進める。

「目標」

項 目	目 標
町内会加入率の向上	73.1% (平成 18 年) を 85% (平成 24 年) に

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

「交流の町政」に基づき、総ての人の力により新たなる甚目寺の夢を現実(かたち)にするために、意識・意思の疎通まで行えるネットワークの形成を目的とした、公聴事業及びフィールドワーク、夢づくりワークショップ、「夢を現実(かたち)にマップ」作成事業、ネットワーク形成事業、誰もが住みやすいまちづくりのための国際交流事業、仮称自治基本条例制定事業を行っていく。

これら事業により住民同士や大字等の地域団体、NPO、企業、町等とのネットワークを活性化させ、「個人の夢」が「地域の夢」を生み、「町の夢」に発展するような未来思考型まちづくりを目指す。

5 - 2 法第4章の特例の措置を適用して行う事業

該当なし

5 - 3 その他事業

5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

(支援措置の番号及び名称)

【番号】C2001

【名称】市民活動団体等支援総合事業(内閣府)

(支援措置の内容)

ネットワーク形成促進事業

<事業の概要>

NPO法人ママ・ぷらすが、住民(外国人含む)地域、学校、企業、関係団体へのフィールドワークをすることにより「夢言葉集」を作成し、それを基に町全体の「夢づくりワークショップ」を開催して「夢の現実(かたち)にマップ」を作成する。

「夢言葉集」を作成するためのフィールドワークは、「あなたの夢のまちは？」をテーマに、NPO法人ママ・ぷらすの会員が平成19年度中に直接地域に出かけてアンケート調査を行う。アンケート調査を行うことで、住民や団体等と知り合う機会を増加させ、ネットワーク形成を構築していく。

フィールドワーク

町内会加入者として町の組織に組み込まれている住民へのフィールドワーク、町内会に属さない転入者も含んでいると思われる地域団体へのフィールドワーク、企業等へのフィールドワーク、外国人に対するフィールドワークをNPO法人ママ・ぷらすの会員が会議ファシリテーターと記録者二人一組になって地域に出かけてアンケート調査を行う。具体的には、各大字の町内会長の集まり、週末にスポーツ活動をしている子どもたちの団体の保護者や運営者、公民館や体育館で活動中の文化団体・スポーツ団体や日本語教室で受講中の外国人等に対し

て行う。(平成 19 年度中)

「夢言葉集」の作成

NPO 法人ママ・ぷらすの会員が、フィールドワークでアンケート調査して集めた言葉により「夢言葉集」を作成し、ホームページや町公共施設で縦覧に供したり、フォーラムやワークショップ参加者に配布して情報の共有化を計る。「夢言葉集」は体系別に整理し、理想のまちの姿＝「夢」を表したものである。(平成 19 年度中)

子どもたちの「夢を現実(かたち)にマップ」づくり

小学校 6 年生の 3 クラスを対象に「夢を現実(かたち)にマップ」づくりを実施。今の自分を見つめ、将来なりたい職業と自分が暮らす「理想のまち」のイメージを模造紙に描いてもらい、子どもの意見としてまとめる。ファシリテーターはママ・ぷらすで各種講座を主催している会員の専門スタッフが行う。(平成 19 年度中)

夢フォーラムの開催

「ネットワークを生かしたまちづくり(仮題)」開催

第 1 部：基調講演、第 2 部：調査レポート、第 3 部：町民活動発表会
「みんなで夢を語ろう会」をとおして、住民が主役のまちづくりを考え、「あなたの夢のまちは？」フィールドワークで得られた成果(プロセス)を報告発表し、ネットワークを形成するまちの主役である各種団体によるマラソンスピーチを行う。フォーラムを出会いの場として活用し、ネットワーク形成の基礎とする。会場は町中央公民館の大ホール(800 席)で多くの町民を集めて開催する。(平成 19 年度中)

「夢づくりワークショップ」の開催

ワークショップでは、フィールドワークで知り合った住民や地域団体の代表者が、「夢を現実(かたち)にマップ」を作成してビジュアル化する作業を行う。ワークショップを通して、夢を現実(かたち)にする方法や主役を明らかにする方法を学び、誰もが夢の実現に向けて行動できるよう進めていく。(平成 19 年度中)

5 - 3 - 2 独自の取り組み

・誰もが住みやすいまちづくりのための国際交流事業

交流をキーワードにまちづくりを推進している甚目寺町では、民族などの異なる人々が互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築きながら共に生きる大切さを学ぶことが必要と考え、国際交流をとおして国際理解を深め、町民と多様な文化背景を持つ外国人が共に安心して暮らせるまちづくりに取り組むために以下の事業を行う。

国際交流推進ミーティング

国際交流に必要な計画素案を住民参加のワークショップで策定。

(平成 19 年 3 月)

日本語教室

ボランティアと町の協働の運営による外国人のための日本語教室の開催。日本語教室のボランティアは講座を開催して育成した。外国人とボランティアの交流を通じて日本語の習得をしていく教室である。(平成 19 年 5 月開始)

国際交流を担う組織作り

住民参加によるワークショップで国際交流協会設立準備委員会を行い、平成 20 年度に国際交流協会の設立を目指している。(平成 19 年 5 月開始)

愛知万博継承事業フレンドシップ国との交流

世界の国との交流から国際理解や多文化共生を学んでいくために、フレンドシップ国であるマリ共和国との交流を考え学ぶ住民参加のワークショップを開催する。(平成 19 年 5 月開始)

・ネットワーク形成事業

広報、町ホームページ等により「夢を現実(かたち)にマップ」をお知らせして、夢を現実(かたち)にする主役と実施事業(案)の情報提供を平成 20 年度から開始する。情報提供をすることにより、参加しやすい仕組みを作り、ネットワーク形成を推進していく。

協働事業の推進

「夢を現実(かたち)にマップ」から協働事業の可能性を考えて、平成 21 年度までには、地域活動支援事業の推進や形成されたネットワークを活用して、本町の自治に必要な仕組みを明らかにできた本条例に基づいて協働事業の募集や支援をし、平成 22 年度には協働事業の実現をしていく。

・仮称自治基本条例の制定

「夢を現実(かたち)にマップ」を基に「仮称自治基本条例」の制定に向けてワークショップを開催し、住民と地域団体等と行政との協働により、平成 20 年度中に条例制定をする。

6 計画期間

認定の日から平成 22 年度まで

7 目標達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、町が目標の達成状況を、町民会議・地域づくり実行委員会・パブリックコメントにより評価し、甚目寺町ホームページにて公表するものとする。

8 地域再生計画実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし